

令和2年二級建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

二級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和2年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「シェアハウスを併設した高齢者夫婦の住まい（木造2階建て）」
採点のポイント	<p>(1) 設計課題の特色に応じた計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアハウス部分の各室の計画 <p>(2) 計画一般（敷地の有効利用、配置計画、動線計画、設備計画、住宅部分の各室の計画等）</p> <p>(3) 構造に対する理解</p> <p>(4) 架構計画</p> <p>(5) 矩計に関する知識</p> <p>(6) 要求図書の表現</p> <p>(7) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①木造2階建てでないもの ②要求図書のうち図面が1面以上未完成 ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合等） ④延べ面積条件が、「170㎡以上、250㎡以下」に適合していないもの ⑤要求室のうち、次のいずれかの室が欠落又は設置階が違っているもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1階：LDK（A）、LDK（B）、夫婦寝室 2階：交流スペース、個室（D1）、個室（D2）、個室（D3）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ⑥著しく非常識な計画（階段の欠落等）
採点結果の区分等	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」※を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>※「知識及び技能」とは、二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクⅠ：53.1%、ランクⅡ：6.9%、ランクⅢ：32.6%、ランクⅣ：7.4%</p> <p>○解答の傾向</p> <p>「未完成」、「設計条件の違反（要求室の欠落、外壁の仕上げ、階段の計画）」に該当するものが多かった。</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。